

～ 心からお悔やみ申し上げます ～

死亡した方が、該当する場合は、各窓口において手続き願います。

令和4年4月1日現在

項目	手続き内容	持参するもの	窓 口
国民健康保険・年金関係	○国民健康保険の資格喪失届等 ○後期高齢者医療制度の資格喪失に伴う各種届出 (上記加入していた方のみ) ※詳細は遺族の方へお渡しする『返却していただくものについて』をご覧ください。	・保険証類一式 ・印鑑(認印) ・通帳(喪主の方のもの)	健康福祉課(早来地区) TEL(0145)29-7072
	○各種医療費助成制度(重度・子ども・ひとり親)の喪失届 ※詳細は遺族の方へお渡しする『返却していただくものについて』をご覧ください。	・各種制度の受給者証	住民サービス課(追分地区) TEL(0145)25-2411
	○年金受給者死亡届 ※詳細は遺族の方へお渡しする別紙の死亡届についての書類をご覧ください。	受給していた年金の種類に応じて窓口・持参するものが異なります 右記へ問い合わせください。	
児童・福祉サービス関係	○各種手当(児童・児童扶養・特別児童扶養・特別障害者・障害児福祉)の届出 ※受給者又は対象者(児)が死亡した場合	各種手当により持参するものが異なりますので、右記に問い合わせください。	健康福祉課(早来地区) TEL(0145)29-7071
	○各種手帳(身体・療育・精神)の返還 ○各種受給者証の返還(自立支援医療・福祉サービス)	・各種手帳 ・各種受給者証	住民サービス課(追分地区) TEL(0145)25-2411
	○緊急通報システムの撤去	・撤去日の打ち合わせ ※立会必要	
介護保険関係	【共通】65歳以上の方 ○介護保険資格喪失届出書	・介護保険証 ・保険料等の還付先となる口座番号のわかるもの(通帳等)	健康福祉課(早来地区) TEL(0145)29-7072
	【介護認定を受けていた方】 ※住所地特定の適用を受けていた方は「住所地特例適用廃止届書」	・介護保険負担限度額認定証(発行されていた場合) ・社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(発行されていた場合)	住民サービス課(追分地区) TEL(0145)25-2411
農地関係	○農地法第3条の3第1項の規定による届出書 ※相続等により農地を取得した場合	印鑑(認印)	農業委員会(両地区) TEL(0145)22-2515
道路関係	○各種占用届出書(道路・河川) ※占用者が死亡した場合	各種占用許可証 ※継続する場合は承継届、廃止する場合は廃止届が必要	建設課(両地区) TEL(0145)29-7075

※上記手続きについては、一般的なものであり、特殊なケースは記載しておりませんので、ご了承ください。

※裏面もご覧ください。

～ 心からお悔やみ申し上げます ～

死亡した方が、該当する場合は、各窓口において手続き願います。

令和4年4月1日現在

項目	手続き内容	持参するもの	窓 口
税金関係	○相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書 ※お手数ですが一度お問い合わせください。	相続人名代表者名義の口座番号が分かるもの	税務住民課（早来地区） TEL (0145) 22-2513 住民サービス課（追分地区） TEL (0145) 25-2411
住民票関係	○世帯主変更届 （世帯主が死亡した場合）	特になし	税務住民課（早来地区） TEL (0145) 22-2940 住民サービス課（追分地区） TEL (0145) 25-2411
	○印鑑登録証の返還	印鑑登録証	
	○各種カードの返還	個人番号カード(マイナンバーカード) 通知カード 住民基本台帳カード	
お墓関係	○納骨届 （納骨する前に墓地及びお寺の管理者へ提出してください。）	火葬許可証又は改葬許可証	住民サービス課（追分地区） TEL (0145) 25-2411
	○墓地使用权継承届 ※安平町営墓地所有者が死亡した場合	継承する方の本籍地のわかる書類	
公営住宅関係	○町営・公営・特公賃住宅の届出 各種申請等が必要となります。	特になし	建設課（早来地区） TEL (0145) 22-2516 住民サービス課（追分地区） TEL (0145) 25-2411
水道関係	○水道・下水道使用者変更届 ○下水道事業受益者変更届 ※世帯主・使用者が死亡した場合	特になし	水道課（早来地区） TEL (0145) 22-2730 住民サービス課（追分地区） TEL (0145) 25-2411
	○口座振替依頼書 ※死亡した方が口座振替をしている方のみ	通帳の届出印	各金融機関へ
情報関係	○安平町情報通信サービス利用廃止届 ※あびらネット利用者が死亡した場合	印鑑（認印） ※継続して利用する場合は、利用変更届が必要。	総務課（早来地区） TEL (0145) 22-2511 住民サービス課（追分地区） TEL (0145) 25-2411

※上記手続きについては、一般的なものであり、特殊なケースは記載していませんので、ご了承ください。

※裏面もご覧ください。